

大山崎町上下水道事業審議会

第4回審議会資料

令和元年12月20日

大山崎町 上下水道課

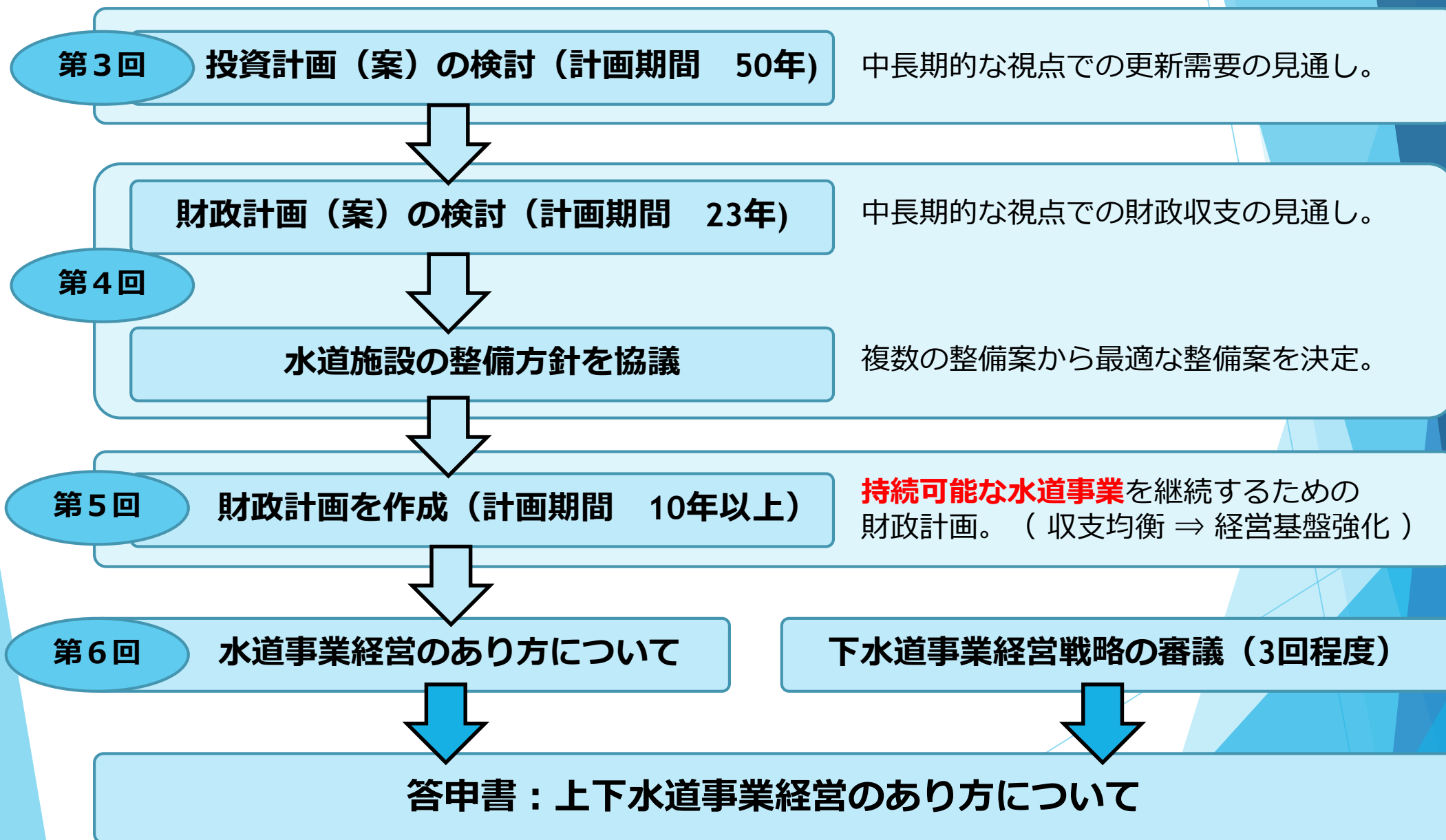
大山崎町上下水道事業審議会

第4回審議会 ～大山崎町水道事業の整備計画～

1. 財政収支見通しについて
2. 今後の水道施設整備のあり方について

1.財政収支見通しについて

<今後の審議会の流れ（案）>



1. 財政収支見通しについて

<水道事業の会計とは>

大山崎町水道事業は、大山崎町が経営する公営企業。

大山崎町の一般会計とは、別の特別会計（公営企業会計）で運営。

○水道事業経営の原則

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない（地方公営企業法第3条）

○会計方式は発生主義

一般会計：現金の収入及び支出の事実に着目して経理する現金主義（単式簿記）

水道事業：現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づいて
経理を行う発生主義（複式簿記）

○独立採算性が原則である

主に租税により経費を賄う一般会計とは別に、サービスの対価である水道料金収入等によって維持運営される。（地方公営企業法第17条の2第2項）

1 .財政収支見通しについて

<公営企業会計とは>

公営企業会計では、運営に係る収益的収支（3条予算）と建設改良等に係る資本的収支（4条予算）を区分することにより、経営状況を把握します。

○収益的収支（3条予算）

日々の営業活動に必要な経費。

主な収入：水道料金、受取利息、長期前受金戻入

主な支出：動力費（電気代）、修繕費、委託費、支払利息、減価償却費

○資本的収支（4条予算）

施設の改良などに必要な経費。

主な収入：企業債、加入金

主な支出：建設改良費（水道施設の更新及び耐震化事業費）、企業債償還金

1. 財政収支見通しについて

水道事業会計の仕組み

3条予算

収益的収支（維持管理費用）

（収 益）

（支 出）

水道料金 （現金収入）	維持管理経費等 （現金支出）
その他収益 （現金収入）	減価償却費等 （非現金支出）
長期前受金戻入 （非現金収入）	当年度純利益
合 計	合 計

4条予算

資本的収支（建設費用）

（収 入）

（支 出）

企業債	建設改良費
補助金等	
加入金	企業債元金償還
不足額	
合 計	合 計

損益勘定留保資金
+ 当年度純利益

充当

補填財源

1. 財政収支見通しについて

大山崎町水道事業決算（平成30年度）

赤字

収益的収支（維持管理費用）

（収 益）

（支 出）

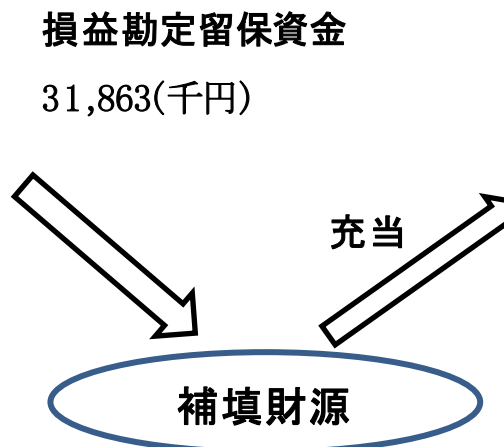
水道料金 358,039(千円)	維持管理経費等 344,961(千円)
その他収益 18,785(千円)	減価償却費等 77,325(千円)
長期前受金戻入 30,260(千円)	
当年度純損失 15,202(千円)	
合 計	合 計

資本的収支（建設費用）

（収 入）

（支 出）

企業債 43,400(千円)	建設改良費 50,976(千円)
加入金 12,928(千円)	企業債元金償還 33,402(千円)
不足額 28,050(千円)	
合 計	合 計



1. 財政収支見通しについて

＜新たな更新基準の設定＞

法定耐用年数での更新は、実使用年数との乖離があることから、更新すべき資産（老朽化資産）になる時を、新たな更新基準として設定する。（法定耐用年数×1.5倍）ただし、配水池や浄水場、基幹管路については、重要度が高いことから、早期に更新を行う必要があると考え、法定耐用年数を更新基準とする。

新たな更新基準の設定一例

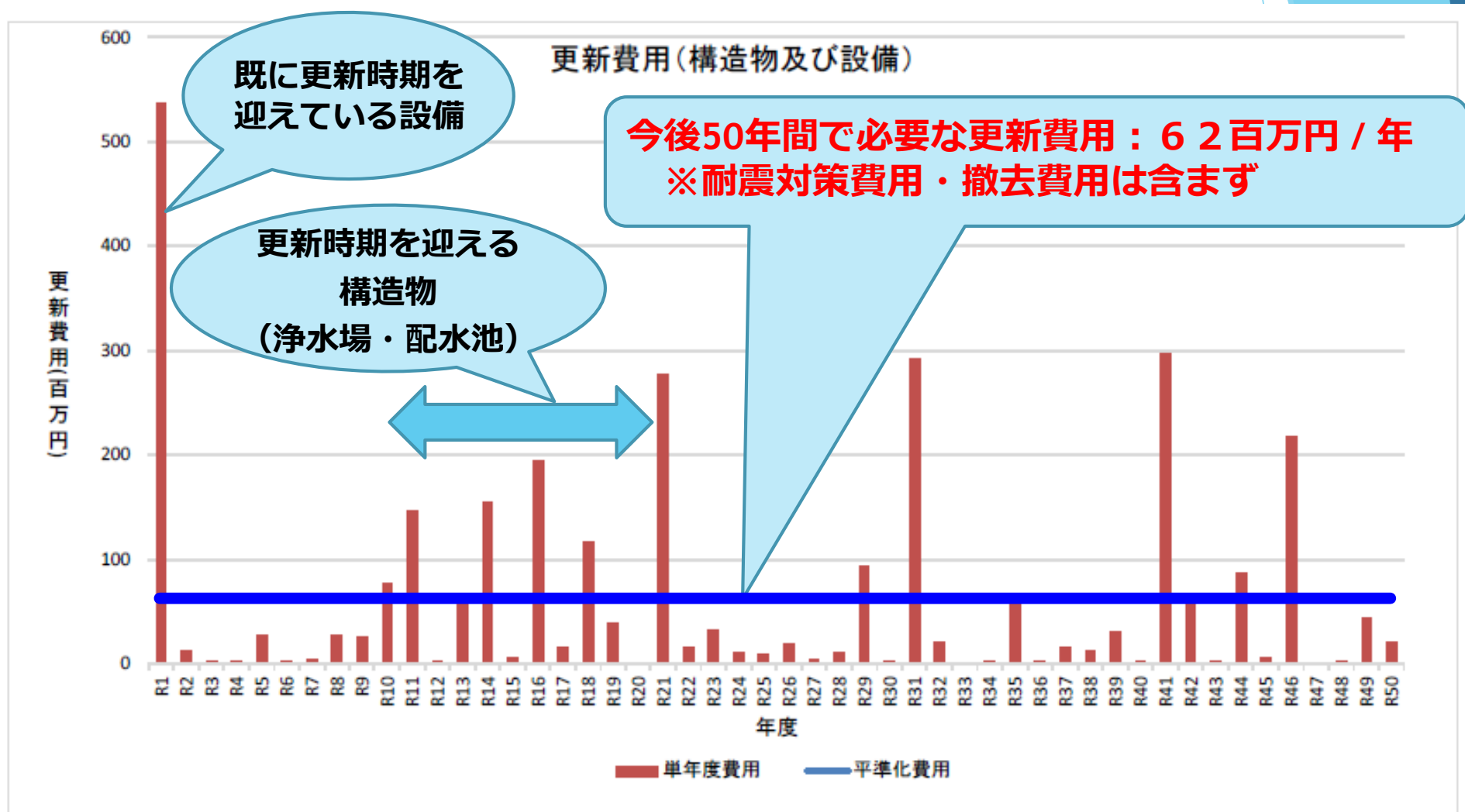
工 種		法定耐用年数	更新基準
土木構造物		60年	60年
建築構造物		50年	50年
機械・電気・計装設備		10～20年	15年～30年
水道管	基幹管路	40年	40年
	VP	25年	38年
	CIP・DCIP	40年	60年

1. 財政収支見通しについて

Case2：法定耐用年数で更新した場合

<更新需要（構造物及び設備）>

○法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合



更新費用(構造物及び設備 法定耐用年数×1.0)

1. 財政収支見通しについて

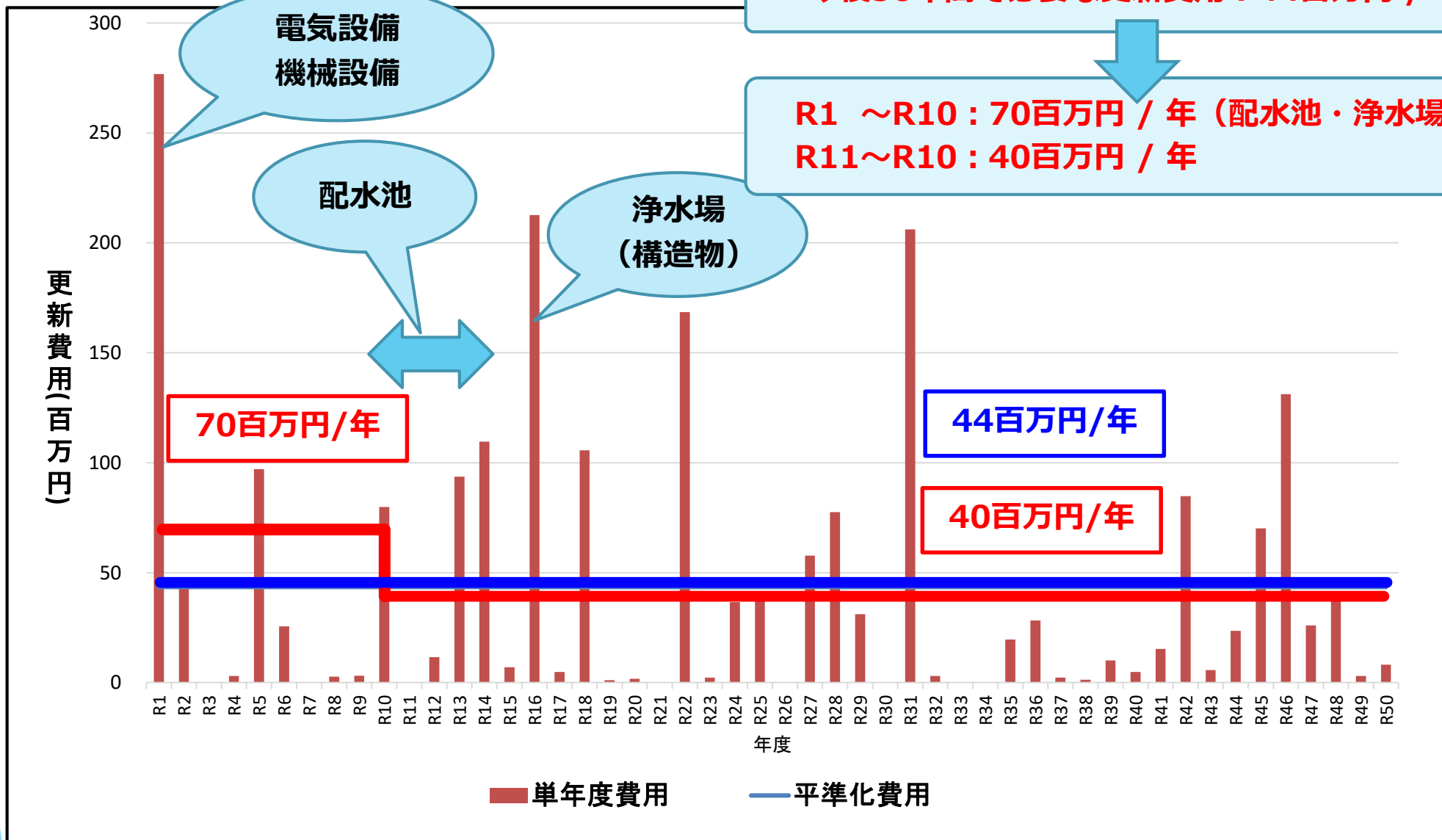
<更新需要（構造物及び設備）>

○新たな更新基準で更新した場合

Case 3 : 新たな基準で更新した場合

今後50年間で必要な更新費用：44百万円 / 年

R1 ~R10 : 70百万円 / 年 (配水池・浄水場)
R11~R10 : 40百万円 / 年

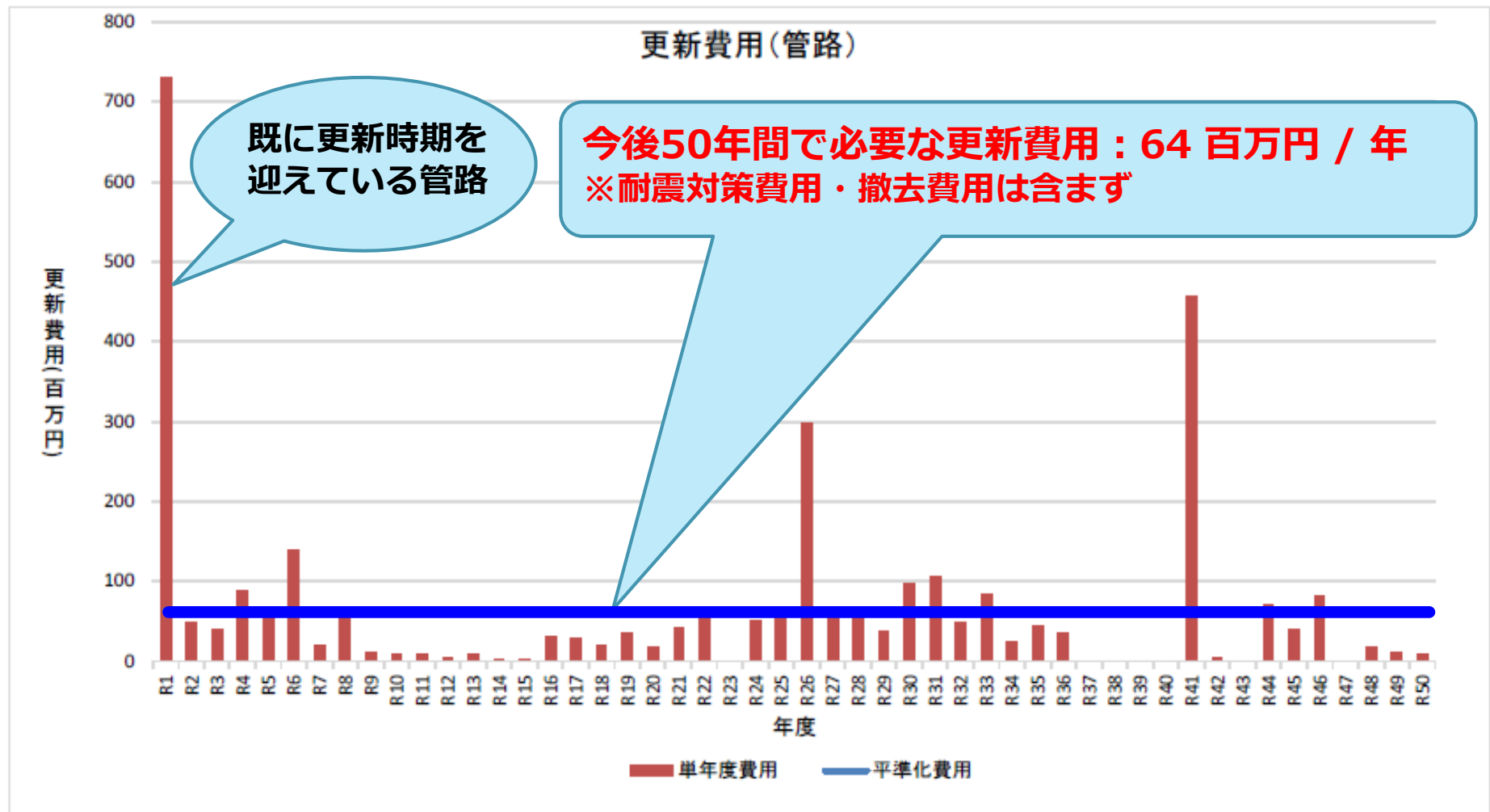


1. 財政収支見通しについて

Case2：法定耐用年数で更新した場合

<更新需要（管路）>

○法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合



更新費用(管路 法定耐用年数×1.0)

1. 財政収支見通しについて

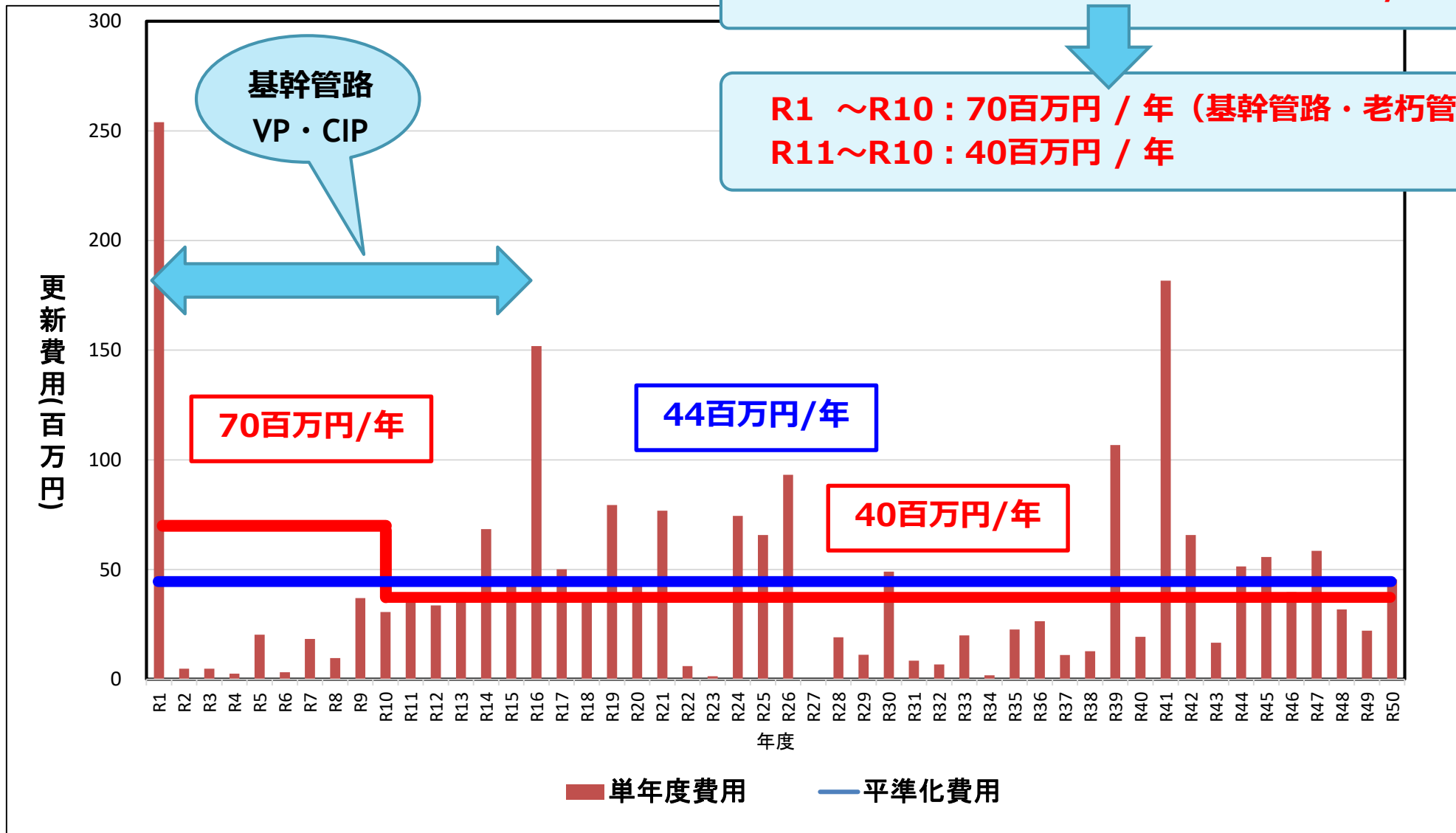
<更新需要（管路）>

○新たな更新基準で更新した場合

Case 3 : 新たな基準で更新した場合

今後50年間で必要な更新費用：44百万円 / 年

R1 ~R10 : 70百万円 / 年 (基幹管路・老朽管)
R11~R10 : 40百万円 / 年



1. 財政収支見通しについて

<事業費>

Case 3 : 新たな基準で更新した場合の事業費は、以下の通りとなります。

整備案	水源の水量比 自己水：府営水	(A)		(B)		事業費 (百万円)		
		構造物及び設備 (百万円 / 年)		水道管 (百万円 / 年)		(A)	(B)	合計
		R1～R10	R11～R50	R1～R10	R11～R50			
A-1	50% : 50%	69	39	70	40	2,250	2,300	4,550
A-2	20% : 80%	62	32	69	39	1,900	2,250	4,150
A-3	0% : 100%	45	15	66	36	1,050	2,100	3,150
A-4	80% : 20%	69	39	70	40	2,250	2,300	4,550

2. 今後の水道施設整備のあり方について

過去の審議会での内容、意見を踏まえ、各整備案の概要、経済性、リスク対策や下記の財政条件をもとに算出した給水原価について、別表『第4回審議会 水道施設整備案比較表』にまとめました。

※補足

○給水原価：水道水を1m³を作るのに必要とする経費

○主な財政条件

・給水収益・動力費・受水費

令和2・3年度までの水需要予測から算出。

・修繕費・委託料・人件費

平成27年度～平成30年度の実績から算出。

・建設改良費

整備案ごとの条件をもとに算出。

・企業債

建設改良費の70%として算出。